

暮らし住まいづくり 支援事業

令和8年度版

対象

中古住宅の購入とリフォーム

中古住宅の購入

- 対象** ①市外から転入して2年以内の移住者（転入前の1年間に転出した者を除く）
 ②新婚世帯（婚姻届もしくはパートナーシップ宣誓書等を提出し、受理されてから2年以内）
 ③子育て世帯（18歳以下の子どもと同居する世帯）
 ④共同住宅に住んでいる方
 ⑤進出企業の従業員となるため市外から転入された方
- 要件** 3親等内の親族以外からの購入であること（土地は対象外）
- 加算** リフォーム済みの安心R住宅を購入する場合には加算あり
 ※購入後のリフォーム補助との重複不可）
 居住誘導区域内で子ども2人以上世帯が中古住宅を購入する場合には加算あり

購入後のリフォーム

- 対象** 市の事業で取得した中古住宅で、居住に必要な50万円以上のリフォーム工事
- 要件** この補助制度で購入した中古住宅であること

多世代同居住宅のリフォーム

- 対象** 親、子、孫の3世代以上が、持ち家で新たに同居するために行う
 50万円以上のリフォーム工事

所有者によるリフォーム

- 対象** 所有者が空き家を賃貸するために行う50万円以上のリフォーム工事
- 要件** 工事終了後、賃貸物件として大野市空き家情報バンクへ登録すること

補助額

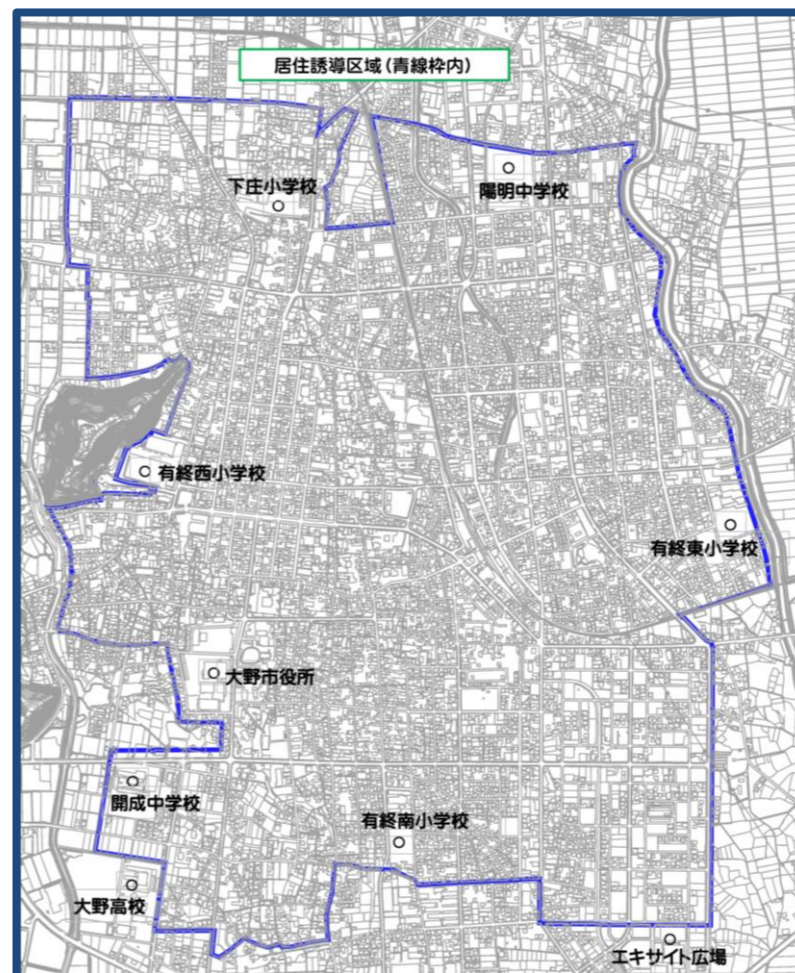
- 購入費用の3分の1 上限 居住誘導区域内 **60万円** 区域外 **30万円**
 ※耐震基準を満たさない住宅を購入する場合は補助額の3分の1
- リフォーム工事費用の3分の1
 上限 居住誘導区域内 **60万円** 区域外 **30万円**
- 安心R住宅の購入加算 居住誘導区域内 **60万円** 区域外 **30万円**
- 子ども2人以上世帯の購入加算 居住誘導区域内 **30万円**

共通事項

[リフォームのみ] 次の省エネリフォームのいずれかを同時に行うこととします。

- ・開口部の断熱改修
- ・外壁、屋根・天井、床に断熱材を使用
- ・太陽熱利用システムの導入
- ・節水型トイレの設置
- ・高断熱浴槽の設置
- ・高効率給湯器の導入
- ・節湯水栓の設置
- ・LED照明器具の設置

- 耐震基準を満たさない住宅は、耐震診断を行い、補強プランを作成してください。
- 市内業者の施工に限ります。
- 外構工事や家具・家電製品など対象外となる工事が 있습니다。事前にご相談ください。
- 国、県、市の補助制度と併用できない場合があります。申請前にご確認ください。
- 公共下水道等の供用開始区域の場合は、下水道に接続してください。
- 住宅購入後、工事着工後の申請はできません。事前にご相談ください。
- 申し込みをした年度末までに完了し、書類を提出してください。



申し込み
先着順

予算に達し次第
募集終了
12/4 最終

[お問い合わせ・お申し込み]
 大野市役所 暮らし環境部
 交通住宅まちづくり課
 建築・住宅グループ（市役所1階11番窓口）
 TEL：0779-66-1111（代表）
 0779-64-4815（直通）